

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

公益財団法人 日本吟剣詩舞振興会

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本吟剣詩舞振興会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第26条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第6章に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

ただし、役員本人からの辞退の申し出があったときは、これを支給しないことができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 非常勤役員の報酬は、理事会又は評議員会への出席の都度、支給する。ただし、同一の日に理事会及び評議員会にそれぞれ出席した場合であっても、日額とする。

(賞与及び退職手当等)

第4条 この法人は役員に対し、前条に定める報酬等以外には、賞与及び退職手当その他これらに類する報酬を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第5条 役員報酬総額は、評議員会で決議する別表1「理事及び監事の年間報酬総額」に定める金額以内とする。

- 2 理事に対する報酬の額は、別表2「理事の報酬等の支給基準」に定める金額とする。

- 3 監事に対する報酬の額は、別表3「監事の報酬等の支給基準」に定める金額とする。
- 4 評議員の報酬等は、定款第13条に定めるところにより支給しない。

(報酬等の支給額の変更)

第6条 この法人の理事の報酬額の変更は会長が発案し、理事会で決定する。

- 2 監事の報酬額の変更は、監事の協議によって決定する。

(報酬の支給日)

第7条 常勤役員は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、理事会又は評議員会の出席の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令のさだめるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。
- 3 他の団体及び企業からの出向者に関しては、出向元と締結した契約等による支給方法をとる。

(費用)

第9条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費、通勤費、旅費（宿泊料も含む）、手数料等の実費相当額を費用として支給することができる。

- 2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(規程の実施)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人への設立の登記の日から施行する。

別表 1 理事及び監事の年間報酬総額

理事	年間の報酬総額	9,000,000 円
監事	年間の報酬総額	1,000,000 円

別表 2 理事の報酬等の支給基準

常勤理事	月額 70 万円以下で理事会が定めた金額
非常勤理事	理事会又は評議員会に出席の都度、1 人 11,137 円以下で理事会が定めた金額

別表 3 監事の報酬等の支給基準

監事	理事会又は評議員会出席および監事監査実施の都度、1 人 11,137 円以下で監事の協議により定めた金額
----	--